

資料編

1 浜松市内の相談機関一覧表

【令和5年7月版】

	内容	窓口	相談時間
子育てや家庭のこと	■15歳から39歳までの若者とその家族の悩みに対する相談内容にふさわしい支援機関の案内	若者相談支援窓口 「わかば」 ☎053-454-4848	【電話相談】 月・水・金曜日 9:00～16:00 【直接相談】 火・木曜日 9:00～16:00 ※4 ※面接相談は予約が必要です。
	■高齢者福祉に関する こと	各区長寿保険課 中 区:☎053-457-2062 東 区:☎053-424-0186 西 区:☎053-597-1164 南 区:☎053-425-1542 北 区:☎053-523-1144 浜北区:☎053-585-1123 天竜区:☎053-922-0130	※1
高齢者やそのご家族からの介護・福祉・健康・医療等に関する相談	地域包括支援センター (高齢者相談センター)	○中区担当 〔元 浜〕☎053-479-1215 〔鴨 江〕☎053-456-3362 〔佐鳴台〕☎053-448-0201 〔和 合〕☎053-475-5560 〔板 屋〕☎053-456-5600 〔高 丘〕☎053-420-6330 ○東区担当 〔あひたま〕☎053-434-7899 〔さぎの宮〕☎053-432-5151 〔あんま〕☎053-423-2701 ○西区担当 〔大平台〕☎053-485-2800 〔和 地〕☎053-437-2001 〔雄 踏〕☎053-597-0022 ○南区担当 〔新 津〕☎053-444-3333 〔芳 川〕☎053-426-1503 〔三 和〕☎053-462-1011 ○北区担当 〔三方原〕☎053-428-6333 〔細 江〕☎053-528-2288 ○浜北区担当 〔北 浜〕☎053-584-2733 〔しんばら〕☎053-584-1090 〔於 呂〕☎053-588-5600 ○天竜区担当 〔天 竜〕☎053-925-0034 〔北遠中央〕☎053-969-0088	担当地域がありますので、各地域包括支援センターへお問い合わせください。 ※1
	■認知症に関する相談	聖隷三方原病院 浜松市認知症疾患医療センター ☎053-439-0006 認知症の人と家族の会 認知症コールセンター ☎0120-123-921 静岡県社会福祉会 若年性認知症相談窓口 ☎054-252-9881	月～金曜日 9:00～17:00 ※4 月・木・土・日曜日 10:00～15:00 ※4 月・水・金曜日 9:00～16:00 ※4
■医療・介護・福祉関係者からの在宅医療と介護の連携に関する相談	在宅連携センター つむぎ ☎053-451-2807	月～金曜日 8:30～17:00 ※4	

	内容	窓口	相談時間
障がいのある人のこと	■身体・知的・精神に障がいのある人やそのご家族からの相談	障がい者相談支援センター ○中区担当 〔中障がい者相談支援センター〕 ☎053-488-8077 ○東区担当 〔東障がい者相談支援センター〕 ☎053-424-0371 ○西区、南区担当 〔西・南障がい者相談支援センター〕 ☎053-597-1124 ○北区担当 〔北障がい者相談支援センター〕 ☎053-523-2255 ○浜北区、天竜区担当 〔浜北・天竜障がい者相談支援センター〕 ☎053-587-1010 ○全市 〔シグナル〕 ☎053-588-8804	各事業所へお問い合わせください
	■身体や知的に障がいのある人やそのご家族からの相談	各区社会福祉課 障害福祉担当 中 区:☎053-457-2057 東 区:☎053-424-0176 西 区:☎053-597-1159 南 区:☎053-425-1485 北 区:☎053-523-2898 浜北区:☎053-585-1697 天竜区:☎053-922-0024	※1
	■身体障がいや知的障がいの等級に関する相談	障害者更生相談所 ☎053-457-2707	※1
お金のこと	■法的トラブルの解決に役立つ情報提供	法テラス浜松 ☎0570-078324 法テラス サポートダイヤル ☎0570-078374	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00 月～金曜日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00
	■借金や多重債務のこと	静岡県弁護士会浜松支部 (面談予約) ☎053-455-3009	月・水・金曜日 13:30～17:00 火・木曜日 10:00～12:00
		静岡県司法書士会(電話相談) ☎054-289-3704	月～金曜日 14:00～17:00
	■訪問販売等による強引な契約など消費者と事業者間のトラブル ■解約(クーリングオフ)のアドバイス等	静岡県司法書士会 (面談予約) ☎054-289-3700	【浜松】木曜日 14:00～16:30 【細江・天竜】第1水曜日 13:00～16:00
		法テラス浜松 ☎0570-078324 (予約制/要件あり)	月・水曜日 13:00～16:00 火・木・金曜日 10:00～12:00
	くらしのセンター ☎053-457-2205	※3	
	静岡県西部県民生活センター(消費生活相談) ☎053-452-2299	※2	



浜松市自殺対策推進計画

	内 容	窓 口	相談時間	
生活困り	■生活にお困りの方への自立に向けた総合的な相談支援	浜松市生活自立相談支援センター つながり ☎053-488-9000	月～金曜日 9:00～17:30 ※4	
		浜松市生活自立相談支援センター つながり浜北 ☎053-587-5005	月～金曜日 9:00～17:00 ※4	
経済的困り	■経済的にお困りの方からの生活保護等の相談	中区生活福祉課 ☎053-457-2056 各区社会福祉課 生活保護担当(中区以外) 東 区:☎053-424-0173 西 区:☎053-597-1118 南 区:☎053-425-1460 北 区:☎053-523-3111 浜北区:☎053 585-1147 天竜区:☎053-922-0018	※1	
		■職業相談、紹介全般	浜松公共職業安定所(ハローワーク) ☎053-541-8609 ハローワーク細江(出張所) ☎053-522-0165 ハローワーク浜北(出張所) ☎053-584-2233	【浜松】 窓ロ相談 月～金曜日 8:30～17:15 オンライン相談 火・木曜日 17:15～19:00 第1・3土曜日 10:00～17:00 ※令和5年7月1日(土)より平日夜間～土曜日は閉所となります。 ※オンライン相談は予約が必要です。 【細江・浜北】 月～金曜日 8:30～17:15 ※4
仕事困り	■若年層(概ね35歳未満)を対象とした職業相談、紹介全般	浜松わかものハローワーク ☎053-540-2064	月～金曜日 9:30～18:00 ※4	
	■就職氷河期世代(35歳以上55歳未満)を対象とした職業相談、紹介全般	ハローワーク浜松ミドル・チャレンジコーナー ☎053-540-1859	月～金曜日 9:30～18:00 ※4	
	■若年者(15歳から49歳まで)とその保護者・家族を対象とした就労に関する相談	地域若者サポートステーションはままつ ☎053-453-8743	月～金曜日、土曜日(月2回) 9:00～18:00 ※4	
	■子育てをしながらお仕事を探している方の支援	マザーズハローワーク浜松 ☎053-454-1910	月～金曜日 9:00～17:00 ※4	
	■就職相談、各種セミナー、職業紹介(ハローワークコーナー)、外国人の方の相談(ポルトガル語通訳)	しずおかジョブステーション西部(西部県民生活センター内) ☎053-454-2523	月～金曜日 9:00～17:00 ※4	
	■内職に関する相談、内職のあっ旋	浜松家内労働福祉センター ☎053-472-7888	月～金曜日 9:00～16:00 (休・祝日8/13～8/15、12/29～1/5を除く)	
	■福祉関係の就職相談、無料職業紹介	浜松市福祉人材バンク ☎053-458-9205	月～金曜日 8:30～17:00 ※4	
	■母子家庭、父子家庭、寡婦のための就業相談や職業紹介等	ひとり親サポートセンター(母子家庭等就業・自立支援センター) ☎053-452-7107	月～金曜日 9:00～17:00 ※4	

	内 容	窓 口	相談時間	
仕事困り	■障がいのある人のための就労相談	障害者保健福祉課 ☎053-457-2864	※1	
	■障がいのある人や高齢者、生活保護受給者等で働く意欲がありながら生活に困っている人のための職業相談、紹介全般(相談:予約制)	浜松市ジョブサポートセンター ☎053-457-2104	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00 ※4	
	■障がいのある人の就労に関する悩みや問題点に関する総合相談と定着支援	浜松市障害者就労支援センター ふうと ☎053-589-3028	月～金曜日 9:00～17:30 ※4	
	■労働に関するトラブルを調整するための総合的な労働相談	浜松市労働相談(電話相談) ☎0800-2003-363	日曜日 12:00～17:00 (年末年始を除く)	
	■高齢者(概ね55歳以上)のための職業相談、紹介全般(相談:予約優先)	シニア専用デスク(浜松市ジョブサポートセンター内) ☎053-457-2104	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00 ※4	
	■解雇、賃金未払いなど ■個別的労使紛争の解決のための相談、あつせん	静岡県西部県民生活センター(労働相談) ☎0120-9-39610 (携帯・IP電話からは☎053-452-0144)	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00 ※4	
	■賃金不払い、解雇等労働基準法関係の相談 ■安全衛生法関係の相談 ■労災保険法関係の相談	浜松労働基準監督署 監 督:☎053-456-8148 安全衛生:☎053-456-8149 労 災:☎053-456-8150	※1	
	■総合労働相談コーナー	☎053-541-7488	月～金曜日 9:30～12:00 13:00～17:00 (祝・休日、年末年始を除く)	
	人生や暮らし困り	■資金返還、労働、交通事故、離婚、相続、成年後見などの法律問題全般	静岡県弁護士会浜松支部ホームローヤールダイヤル(1回15分電話無料相談) ☎053-401-3335	お住まいの区によって相談できる曜日が異なります 13:30～15:30 【中区・北区】 火曜日 【東区・浜北区・天竜区】 水曜日 【西区・南区】 木曜日
		静岡県弁護士会浜松支部(面談予約) ☎053-455-3009	月～金曜日 9:45～12:00 月・水・金曜日 13:00～17:00 成年後見は金曜午後	
		法テラス浜松 ☎0570-078324 (予約制/要件あり)	月・水曜日 13:00～16:00 火・木・金曜日 10:00～12:00	
■登記、相続、成年後見、債務整理などのこと		静岡県司法書士会(電話相談) ☎054-289-3704	月～金曜日 14:00～17:00	
		静岡県司法書士会(面談予約) ☎054-289-3700	【浜松】木曜日 14:00～16:30 【細江・天竜】第1水曜日 13:00～16:00	
■成年後見制度に関する無料相談	社会福祉協議会権利擁護支援センター(面談予約) ☎053-450-7151	第2木曜日 (8月のみ第1木曜日) 13:00～17:00		

	内 容	窓 口	相談時間
こころと身体の健康のこころ	■ひきこもり、自死遺族、被害者、依存問題、摂食障害のご家族、がん患者のご家族・ご遺族、突然ご家族を亡くされた方の相談	精神保健福祉センター (面接相談予約) ☎053-457-2709	※1
	■こころの病のある人やその家族からの相談	障害保健福祉課 ☎053-457-2213	※1
	■女性の健康相談	女性の健康相談ダイヤル ☎053-453-6188	月～金曜日 8:30～17:00 ※4
	■健康のこと	各区健康づくり課 中 区:☎053-413-5577 東 区:☎053-424-0122 西 区:☎053-597-1174 南 区:☎053-425-1590 北 区:☎053-542-0857 浜北区:☎053-585-1120 天竜区:☎053-922-0075	※1
	■結核、感染症のこと	生活衛生課 ☎053-453-6118 保健所浜北支所 ☎053-585-1243	※1
	■難病、特定疾患のこと	浜松市難病相談支援センター ☎053-453-6127	※2
	■自閉症スペクトラム、AD/HD、LDなど発達障害に関する相談	発達相談支援センター ルビロ ☎053-459-2721	月～土曜日 8:30～17:00 ※4
	■不登校、いじめ、友達関係、子育てなど	教育総合支援センター ☎053-457-2424	※1
	■小学生・中学生とその保護者からのいじめに関する相談	いじめ子ども ホットライン ☎053-451-0022	24時間
	こころと家族のこころ	■児童虐待、子どもの生活習慣、しつけ、教育相談 ■女性相談(DV等含む)	家庭児童相談室 中 区:☎053-457-2300 東 区:☎053-424-0121 西 区:☎053-597-1157 南 区:☎053-425-1564 北 区:☎053-523-2893 浜北区:☎053-585-1677 天竜区:☎053-922-0173
■家庭での子育ての悩み、地域で心配な子育て家庭があるなど		児童家庭支援センター ☎053-525-9797	月～金曜日 ※4 9:00～18:00 (時間外も対応可)
■児童虐待など子どもに関する専門的な相談		児童相談所 ☎053-457-2703 児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189	※1 児童虐待の 児童相談所虐待対応 ダイヤルは24時間
■ヤングケアラーに関する相談		浜松市ヤングケアラー 相談窓口 ☎053-457-2040	月～金曜日 8:30～17:00

	内 容	窓 口	相談時間
人生や暮らしのこころ	■母子家庭、父子家庭等のための養育費や面会交流等についての相談	ひとり親サポートセンター (母子家庭等就業・自立支援センター) ☎053-452-7107	月～金曜日 9:00～17:00 ※4
	■悩みごと相談	あいホール相談室 ☎053-412-0352	月～木曜日(電話)※4 10:00～16:00 水・土曜日(電話)※4 18:00～20:00 ※火・水は直接相談あり(要予約)
	■女性のための法律相談	あいホール相談室 (要予約) ☎053-412-0351	第2・4木曜日 ※4 12:30～16:00 ※当月初日9:00 電話予約受付開始
	■男性の生き方相談	あいホール相談室 ☎053-412-0352	木曜日、第2・4日曜日 18:00～20:00※4 ※第3木曜日は直接相談あり(要予約)
	■民事(相続、離婚等)	くらしのセンター ☎053-457-2025	※3
	■交通事故相談(賠償問題等)	くらしのセンター ☎053-457-2233	※3
	■弁護士による民事全般の相談(予約制)	くらしのセンター ☎053-457-2025	【くらしのセンター】 金曜日 13:30～16:25 【北区役所】 第1木曜日 13:30～15:35 【天竜区役所】 第3木曜日 13:30～15:35 ※4
	■民事(相続、離婚等)や行政相談	静岡県西部 県民生活センター (県民相談) ☎053-453-2199	※2
	■差別、いじめ、プライバシー侵害などの人権問題	静岡地方司法局浜松支局 総務課 (浜松合同庁舎7階) ☎053-454-1396	月～金曜日 9:30～16:00 ※4
	■暮らしなんでも相談	ライフサポートセンター 西部事務所 ☎053-461-3715	月～金曜日 9:00～17:00 ※5
	■DV相談	DV相談専用ダイヤル ☎053-412-0360	毎日(12/29～1/3を除く) 10:00～16:00
	■「福祉なんでも相談」福祉全般に関する相談	社会福祉協議会 各地区センター及び事務所 浜松区センター:☎053-453-0553 東区事務所:☎053-422-3737 西区センター:☎053-596-1730 北地区センター:☎053-527-2941 引佐事務所:☎053-542-3486 三ヶ日事務所:☎053-524-1514 浜北センター:☎053-586-4199 天竜センター:☎053-926-0322 春野事務所:☎053-989-1261 佐久間事務所:☎053-965-0294 水窪事務所:☎053-982-0046 龍山事務所:☎053-969-0082	月～金曜日 8:30～17:00 ※4

相談時間

- ※1: 月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)8:30～17:15
- ※2: 月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)9:00～16:00
- ※3: 月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)9:00～16:30
- ※4: 祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く
- ※5: 祝日、年末年始(12/29～1/4)を除く



2 市民アンケート調査

【単純集計結果】

1. 基本属性

問1 あなたの性別について、該当するほうに○をつけてください。(○は1つだけ)

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	男性	377	41.2	41.3
2	女性	528	57.6	57.9
3	その他	2	0.2	0.2
4	回答しない	5	0.5	0.5
	無回答	4	0.4	
	N (%ベース)	916	100	912

問1-1 問1で「2 女性」と答えた方におたずねします。現在、妊娠中ですか。

(○は1つだけ)

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	妊娠中	5	0.9	1.0
2	妊娠していない	504	95.5	97.9
3	回答しない	6	1.1	1.2
	無回答	13	2.5	
	N (%ベース)	528	100	515

問2 あなたは7月1日現在、おいくつですか。(○は1つだけ)

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	15～19歳	37	4.0	4.1
2	20～24歳	31	3.4	3.4
3	25～29歳	42	4.6	4.6
4	30～34歳	43	4.7	4.7
5	35～39歳	52	5.7	5.7
6	40～44歳	53	5.8	5.8
7	45～49歳	75	8.2	8.3
8	50～54歳	87	9.5	9.6
9	55～59歳	74	8.1	8.2
10	60～64歳	90	9.8	9.9
11	65～69歳	98	10.7	10.8
12	70～74歳	118	12.9	13.0
13	75～79歳	106	11.6	11.7
	無回答	10	1.1	
	N (%ベース)	916	100	906

問3 あなたのお住まいの区はどこですか。(○は1つだけ)

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	中区	119	13.0	13.1
2	東区	119	13.0	13.1
3	南区	128	14.0	14.1
4	西区	136	14.8	14.9
5	北区(三方原地区)	63	6.9	6.9
6	北区(三方原地区以外)	62	6.8	6.8
7	浜北区	139	15.2	15.3
8	天竜区	145	15.8	15.9
	無回答	5	0.5	
	N (%ベース)	916	100	911

問4 あなたのご職業は何ですか。(○は1つだけ)

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	正規の職員・従業員	282	30.8	31.1
2	労働者派遣事業所の派遣社員	8	0.9	0.9
3	パート・アルバイト	180	19.7	19.8
4	会社などの役員	24	2.6	2.6
5	自営業主(雇い人あり)	20	2.2	2.2
6	自営業主(雇い人なし)	40	4.4	4.4
7	家族従業員	15	1.6	1.7
8	家庭内の賃仕事(内職)	0	0.0	0.0
9	仕事を探している	6	0.7	0.7
10	専業主婦・主夫	109	11.9	12.0
11	学生	45	4.9	5.0
12	その他	18	2.0	2.0
13	無職	160	17.5	17.6
	無回答	9	1.0	
	N (%ベース)	916	100	907

問5 あなたの家族構成をお答えください。(○は1つだけ)

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	ひとり暮らし	105	11.5	11.6
2	夫婦だけ	233	25.4	25.6
3	あなた(あなた夫婦)と親	133	14.5	14.6
4	あなた(あなた夫婦)と子	284	31.0	31.2
5	あなたを含めて三世代	124	13.5	13.6
6	その他	30	3.3	3.3
	無回答	7	0.8	
	N (%ベース)	916	100	909

問5-1 問5でお子さんと同居している方におたずねします。同居しているお子さんの年代をお答えください。(○はいくつでも)

複数回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	乳児(1歳未満)	12	2.9	3.2
2	幼児	61	15.0	16.1
3	小学生	88	21.6	23.3
4	中学生	65	15.9	17.2
5	高校生	74	18.1	19.6
6	その他学生	23	5.6	6.1
7	成人	198	48.5	52.4
	無回答	30	7.4	
	N (%ベース)	408		378

問6 現在、配偶者はいますか。(○は1つだけ)

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	配偶者あり(同居)	599	65.4	67.6
2	配偶者あり(別居)	22	2.4	2.5
3	未婚	187	20.4	21.1
4	死別	38	4.1	4.3
5	離別	40	4.4	4.5
	無回答	30	3.3	
	N (%ベース)	916	100	886



問7 あなたのお宅の暮らしについて、どのように思いますか。以下の中で、あなたのお気持ちに最も近いもの1つだけに○をつけてください。(○は1つだけ)

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	十分余裕がある	48	5.2	5.4
2	まあまあ余裕がある	339	37.0	37.9
3	まだまだ余裕がない	305	33.3	34.1
4	とても余裕がない	149	16.3	16.7
5	わからない	53	5.8	5.9
	無回答	22	2.4	
	N (%へ-ス)	916	100	894

問8 あなたのお宅の暮らしについて、5年前(平成30年)と比較して、どのように思いますか。

(○は1つだけ)

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	余裕が出てきた	74	8.1	8.2
2	あまり変わらない	451	49.2	50.2
3	余裕がなくなった	327	35.7	36.4
4	わからない	46	5.0	5.1
	無回答	18	2.0	
	N (%へ-ス)	916	100	898

2. 悩み、ストレス、病気

問9 これからの生活で不安はありますか。(〇は1つだけ)

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	はい	639	69.8	70.8
2	いいえ	154	16.8	17.1
3	わからない	110	12.0	12.2
	無回答	13	1.4	
	N (%ベース)	916	100	903

問10 現在、あなたは長期間、通院している病気がありますか。(〇は1つだけ)

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	はい	416	45.4	46.0
2	いいえ	488	53.3	54.0
	無回答	12	1.3	
	N (%ベース)	916	100	904

問11 現在、あなたは幸せだと感じますか。(〇は1つだけ)

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	幸せである	180	19.7	20.0
2	まあまあ幸せである	603	65.8	66.9
3	あまり幸せでない	88	9.6	9.8
4	幸せではない	31	3.4	3.4
	無回答	14	1.5	
	N (%ベース)	916	100	902

問12 あなたは、この1年の間に悩み事やストレスを感じたことがありましたか。

(〇は1つだけ)

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	まったくなかった	15	1.6	1.7
2	あまりなかった	240	26.2	26.8
3	たまにあった	380	41.5	42.5
4	よくあった	260	28.4	29.1
	無回答	21	2.3	
	N (%ベース)	916	100	895



浜松市自殺対策推進計画

問12-1 問12で「3 たまにあった」「4 よくあった」と回答した方におたずねします。それは、どのような事柄が原因ですか。(〇はいくつでも)

複数回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	家族関係	172	26.9	27.2
2	家族の病気	116	18.1	18.3
3	家族の死	47	7.3	7.4
4	離婚・別居	11	1.7	1.7
5	家族の介護・看病	76	11.9	12.0
6	子育て	91	14.2	14.4
7	虐待	4	0.6	0.6
8	D V	2	0.3	0.3
9	妊娠	10	1.6	1.6
10	自分の病気	193	30.2	30.5
11	身体の悩み	104	16.3	16.4
12	大きな怪我	9	1.4	1.4
13	飲酒	13	2.0	2.1
14	薬物問題	0	0.0	0.0
15	負債・多額な借金・多重債務	24	3.8	3.8
16	生活費等の困窮	145	22.7	22.9
17	ギャンブル問題	3	0.5	0.5
18	仕事の不振	87	13.6	13.7
19	職場の人間関係	147	23.0	23.2
20	長時間労働	63	9.8	10.0
21	失業・就職活動	33	5.2	5.2
22	会社の将来	66	10.3	10.4
23	恋愛	18	2.8	2.8
24	失恋	2	0.3	0.3
25	結婚をめぐる悩み	23	3.6	3.6
26	進学・進路	33	5.2	5.2
27	いじめ	4	0.6	0.6
28	学業不振	4	0.6	0.6
29	友人との人間関係	13	2.0	2.1
30	教師との人間関係	4	0.6	0.6
31	先輩・後輩との人間関係	4	0.6	0.6
32	その他	51	8.0	8.1
	無回答	7	1.1	
	N (%ベース)	640		633

問13 あなたは、不満や悩みや辛い気持ちがあるとき、誰に相談しますか。

(〇はいくつでも)

複数回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	同居の家族や親族	528	57.6	58.9
2	別居の家族や親族	211	23.0	23.5
3	友人や同僚	417	45.5	46.5
4	恋人	23	2.5	2.6
5	近所の知り合い	38	4.1	4.2
6	学校や職場の先輩・後輩	34	3.7	3.8
7	学校の先生や職場の上司	19	2.1	2.1
8	カウンセラー	11	1.2	1.2
9	医師	38	4.1	4.2
10	公的機関の相談員	17	1.9	1.9
11	民間ボランティアの電話相談員	0	0.0	0.0
12	相談したいが相談できないでいる	20	2.2	2.2
13	相談したいが、どこに相談したらよいかわからない	17	1.9	1.9
14	インターネットやメール相談	12	1.3	1.3
15	その他	15	1.6	1.7
16	誰もいない	37	4.0	4.1
17	相談しない	118	12.9	13.2
	無回答	20	2.2	
	N (%ベース)	916		896

問14 この1週間のあなたのからだやこころの状態、物事を感じ方などについておたずねします。

(1)～(20)のそれぞれの項目について、あてはまる欄に○をつけてください。

(○はそれぞれ1つ)

(1) 普段はなんでもないことがわずらわしい

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	ほとんどなかった(0日)	414	45.2	46.5
2	少しはあった(1～2日)	357	39.0	40.1
3	時々あった(3～4日)	107	11.7	12.0
4	たいていそうだった(5～7日)	13	1.4	1.5
	無回答	25	2.7	
	N (%へ入)	916	100	891

(2) 食べたくない、食欲が落ちた

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	ほとんどなかった(0日)	682	74.5	75.7
2	少しはあった(1～2日)	167	18.2	18.5
3	時々あった(3～4日)	43	4.7	4.8
4	たいていそうだった(5～7日)	9	1.0	1.0
	無回答	15	1.6	
	N (%へ入)	916	100	901

(3) 家族や友人からはげましてもらっても、気分が晴れない

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	ほとんどなかった(0日)	610	66.6	69.8
2	少しはあった(1～2日)	197	21.5	22.5
3	時々あった(3～4日)	51	5.6	5.8
4	たいていそうだった(5～7日)	16	1.7	1.8
	無回答	42	4.6	
	N (%へ入)	916	100	874

(4) 他の人と同じ程度には、能力があると思う

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	ほとんどなかった(0日)	236	25.8	27.8
2	少しはあった(1～2日)	242	26.4	28.5
3	時々あった(3～4日)	171	18.7	20.1
4	たいていそうだった(5～7日)	200	21.8	23.6
	無回答	67	7.3	
	N (%へ入)	916	100	849

(5) 物事に集中できない

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	ほとんどなかった(0日)	438	47.8	49.3
2	少しはあった(1～2日)	325	35.5	36.6
3	時々あった(3～4日)	110	12.0	12.4
4	たいていそうだった(5～7日)	15	1.6	1.7
	無回答	28	3.1	
	N (%へ入)	916	100	888

(6) ゆううつだ

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	ほとんどなかった(0日)	447	48.8	50.2
2	少しはあった(1～2日)	306	33.4	34.4
3	時々あった(3～4日)	105	11.5	11.8
4	たいていそうだった(5～7日)	32	3.5	3.6
	無回答	26	2.8	
	N (%へ入)	916	100	890



浜松市自殺対策推進計画

(7) なにをするのも面倒だ

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	ほとんどなかった(0日)	372	40.6	42.0
2	少しはあった(1~2日)	369	40.3	41.6
3	時々あった(3~4日)	96	10.5	10.8
4	たいていそうだった(5~7日)	49	5.3	5.5
	無回答	30	3.3	
	N (%へ-ス)	916	100	886

(8) これから先のことについて積極的に考えることができる

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	ほとんどなかった(0日)	225	24.6	25.8
2	少しはあった(1~2日)	313	34.2	35.9
3	時々あった(3~4日)	205	22.4	23.5
4	たいていそうだった(5~7日)	128	14.0	14.7
	無回答	45	4.9	
	N (%へ-ス)	916	100	871

(9) 過去のことに、くよくよ考える

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	ほとんどなかった(0日)	396	43.2	44.5
2	少しはあった(1~2日)	329	35.9	37.0
3	時々あった(3~4日)	119	13.0	13.4
4	たいていそうだった(5~7日)	46	5.0	5.2
	無回答	26	2.8	
	N (%へ-ス)	916	100	890

(10) 何か恐ろしい気持ちがする

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	ほとんどなかった(0日)	708	77.3	79.6
2	少しはあった(1~2日)	141	15.4	15.8
3	時々あった(3~4日)	31	3.4	3.5
4	たいていそうだった(5~7日)	10	1.1	1.1
	無回答	26	2.8	
	N (%へ-ス)	916	100	890

(11) なかなか眠れない

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	ほとんどなかった(0日)	482	52.6	53.7
2	少しはあった(1~2日)	281	30.7	31.3
3	時々あった(3~4日)	97	10.6	10.8
4	たいていそうだった(5~7日)	37	4.0	4.1
	無回答	19	2.1	
	N (%へ-ス)	916	100	897

(12) 生活について不満なく過ごせる

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	ほとんどなかった(0日)	223	24.3	25.1
2	少しはあった(1~2日)	293	32.0	33.0
3	時々あった(3~4日)	157	17.1	17.7
4	たいていそうだった(5~7日)	214	23.4	24.1
	無回答	29	3.2	
	N (%へ-ス)	916	100	887

問14 (13) ふだんより口数が少ない、口が重い

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	ほとんどなかった(0日)	543	59.3	61.4
2	少しはあった(1~2日)	250	27.3	28.2
3	時々あった(3~4日)	70	7.6	7.9
4	たいていそうだった(5~7日)	22	2.4	2.5
	無回答	31	3.4	
	N (%へ-ス)	916	100	885

(14) ひとりぼっちで寂しい

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	ほとんどなかった (0日)	714	77.9	79.8
2	少しはあった (1~2日)	125	13.6	14.0
3	時々あった (3~4日)	40	4.4	4.5
4	たいていそうだった (5~7日)	16	1.7	1.8
	無回答	21	2.3	
	N (%ベース)	916	100	895

(15) 皆がよそよそしいと思う

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	ほとんどなかった (0日)	715	78.1	80.0
2	少しはあった (1~2日)	138	15.1	15.4
3	時々あった (3~4日)	28	3.1	3.1
4	たいていそうだった (5~7日)	13	1.4	1.5
	無回答	22	2.4	
	N (%ベース)	916	100	894

(16) 毎日が楽しい

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	ほとんどなかった (0日)	146	15.9	16.4
2	少しはあった (1~2日)	290	31.7	32.6
3	時々あった (3~4日)	247	27.0	27.8
4	たいていそうだった (5~7日)	207	22.6	23.3
	無回答	26	2.8	
	N (%ベース)	916	100	890

問14 (17) 急に泣き出すことがある

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	ほとんどなかった (0日)	793	86.6	88.6
2	少しはあった (1~2日)	83	9.1	9.3
3	時々あった (3~4日)	18	2.0	2.0
4	たいていそうだった (5~7日)	1	0.1	0.1
	無回答	21	2.3	
	N (%ベース)	916	100	895

(18) 悲しいと感じる

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	ほとんどなかった (0日)	638	69.7	71.2
2	少しはあった (1~2日)	211	23.0	23.5
3	時々あった (3~4日)	36	3.9	4.0
4	たいていそうだった (5~7日)	11	1.2	1.2
	無回答	20	2.2	
	N (%ベース)	916	100	896

(19) 皆が自分を嫌っていると感じる

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	ほとんどなかった (0日)	688	75.1	77.0
2	少しはあった (1~2日)	165	18.0	18.5
3	時々あった (3~4日)	31	3.4	3.5
4	たいていそうだった (5~7日)	10	1.1	1.1
	無回答	22	2.4	
	N (%ベース)	916	100	894

(20) 仕事(学習)が手につかない

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	ほとんどなかった (0日)	647	70.6	73.4
2	少しはあった (1~2日)	179	19.5	20.3
3	時々あった (3~4日)	43	4.7	4.9
4	たいていそうだった (5~7日)	13	1.4	1.5
	無回答	34	3.7	
	N (%ベース)	916	100	882



浜松市自殺対策推進計画

問15 あなたは、悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることは恥ずかしいことだと思いますか。以下の中で、あなたのお考えに最も近いもの1つだけに○をつけてください。(○は1つだけ)

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	そう思う	22	2.4	2.5
2	どちらかというと思う	121	13.2	13.7
3	どちらかというと思うは思わない	202	22.1	22.9
4	そうは思わない	495	54.0	56.0
5	わからない	44	4.8	5.0
	無回答	32	3.5	
	N (%ベース)	916	100	884

問16 あなたの飲酒の状況について、20歳以上の方におたずねします。

(20歳未満の方は問17へ進んでください)

次の(1)～(4)のそれぞれの項目について、あてはまる欄に○をつけてください。

(○はそれぞれ1つだけ)

(1) あなたは今までに、飲酒を減らさなければいけないと思ったことがありますか。

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	はい	157	18.1	18.7
2	いいえ	315	36.2	37.5
3	飲めない・飲まない	369	42.5	43.9
	無回答	28	3.2	
	N (%ベース)	869	100	841

(2) あなたは今までに、飲酒を批判されて腹が立ったり、いらだったりしたことがありますか。

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	はい	44	5.1	5.3
2	いいえ	464	53.4	55.4
3	飲めない・飲まない	329	37.9	39.3
	無回答	32	3.7	
	N (%ベース)	869	100	837

(3) あなたは今までに、飲酒に後ろめたい気持ちや罪悪感を持ったことがありますか。

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	はい	71	8.2	8.5
2	いいえ	445	51.2	53.4
3	飲めない・飲まない	318	36.6	38.1
	無回答	35	4.0	
	N (%ベース)	869	100	834

(4) あなたは今までに、朝酒や迎え酒を飲んだことがありますか。

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	はい	71	8.2	8.5
2	いいえ	436	50.2	52.2
3	飲めない・飲まない	329	37.9	39.4
	無回答	33	3.8	
	N (%ベース)	869	100	836

問17 「現在の自分」について思うことをおたずねします。次の(1)～(5)のそれぞれの項目について、あてはまる欄に○をつけてください。(○はそれぞれ1つだけ)

(1) 自分自身のことが好きである

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	よくあてはまる	108	11.8	12.2
2	ややあてはまる	399	43.6	45.1
3	あまりあてはまらない	221	24.1	25.0
4	あてはまらない	70	7.6	7.9
5	わからない	86	9.4	9.7
	無回答	32	3.5	
	N (% [^] -ス)	916	100	884

(2) 物事を自分の力でやり遂げることができる

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	よくあてはまる	182	19.9	20.5
2	ややあてはまる	506	55.2	57.0
3	あまりあてはまらない	139	15.2	15.7
4	あてはまらない	30	3.3	3.4
5	わからない	31	3.4	3.5
	無回答	28	3.1	
	N (% [^] -ス)	916	100	888

(3) 私の考えや気持ちをわかってくれる人がいる

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	よくあてはまる	220	24.0	24.8
2	ややあてはまる	452	49.3	50.9
3	あまりあてはまらない	120	13.1	13.5
4	あてはまらない	39	4.3	4.4
5	わからない	57	6.2	6.4
	無回答	28	3.1	
	N (% [^] -ス)	916	100	888

(4) どんなことでも、たいていなんとかかなりそうな気がする

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	よくあてはまる	242	26.4	27.2
2	ややあてはまる	442	48.3	49.7
3	あまりあてはまらない	119	13.0	13.4
4	あてはまらない	46	5.0	5.2
5	わからない	40	4.4	4.5
	無回答	27	2.9	
	N (% [^] -ス)	916	100	889

(5) 役割感や使命感を感じている

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	よくあてはまる	194	21.2	21.8
2	ややあてはまる	421	46.0	47.4
3	あまりあてはまらない	164	17.9	18.5
4	あてはまらない	57	6.2	6.4
5	わからない	52	5.7	5.9
	無回答	28	3.1	
	N (% [^] -ス)	916	100	888



3. 自損行為、自殺念慮、自殺未遂

問18 あなたは、今までに自分自身を傷つける目的で、刃物や薬物などを使用したことがありますか。(○は1つだけ)

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	はい	35	3.8	3.9
2	いいえ	864	94.3	96.1
	無回答	17	1.9	
	N (%へ-ス)	916	100	899

問19 あなたは、今までの人生の中で、自殺をしたいと考えたことがありますか。

(○は1つだけ)

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	はい(最近1年以内)	38	4.1	4.2
2	はい(1年以上前)	151	16.5	16.9
3	いいえ	707	77.2	78.9
	無回答	20	2.2	
	N (%へ-ス)	916	100	896

問20 あなたは、今まで実際に自殺を試みたことがありますか。(○は1つだけ)

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	はい	27	2.9	3.0
2	いいえ	866	94.5	97.0
	無回答	23	2.5	
	N (%へ-ス)	916	100	893

問21 問18~20で「はい」と回答した方におたずねします。あなたは、そのような経験について、どのように対処してきましたか。以下の中で、あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

複数回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった	61	31.4	33.9
2	医師やカウンセラーなどこころの健康に関する専門家に相談した	34	17.5	18.9
3	弁護士や司法書士、公的機関の相談員等、悩みの元となる分野の専門家に相談した	5	2.6	2.8
4	できるだけ休養を取るようにした	46	23.7	25.6
5	趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるように努めた	58	29.9	32.2
6	家族や恋人など身近な人のことを考えた	34	17.5	18.9
7	その他	14	7.2	7.8
8	特に何もしなかった	60	30.9	33.3
	無回答	14	7.2	
	N (%へ-ス)	194		180

4. 身近な人の自殺

問22 あなたが身近な人から「死にたい」と打ち明けられたとき、まずはどのように対応しますか。以下の中で、あなたのお考えに最も近いもの1つだけに○をつけてください。

(○は1つだけ)

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	相談にのらない、もしくは、話題を変える	7	0.8	0.8
2	「死んではいけない」と説得する	78	8.5	9.2
3	「つまらないことを考えるな」と叱る	35	3.8	4.1
4	「がんばって生きよう」と励ます	66	7.2	7.8
5	「死にたいくらい辛いんだね」と共感を示す	156	17.0	18.4
6	「医師など専門家に相談した方が良い」と提案する	69	7.5	8.1
7	ひたすら聴く	318	34.7	37.5
8	その他	18	2.0	2.1
9	わからない	102	11.1	12.0
	無回答	67	7.3	
	N (%ベース)	916	100	849

問23 あなたは、浜松市で行っている自死遺族（自殺でご家族を亡くされた方）への支援で、知っているものはありますか。(○はいくつでも)

複数回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	専門家による電話相談	270	29.5	73.6
2	専門家による面接相談	52	5.7	14.2
3	ご遺族同士の集い（自死遺族わかちあいの会）	111	12.1	30.2
4	情報提供	46	5.0	12.5
	無回答	549	59.9	
	N (%ベース)	916		367

問24 この間では、あなたの身近な人の自殺に関する出来事や意識についておたずねします。あなたの周りで自殺した方はいらっしゃいますか。いらっしゃる方は、その人との関係であてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

複数回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	いない	556	60.7	68.9
2	同居の家族や親族	10	1.1	1.2
3	別居の家族や親族	65	7.1	8.1
4	友人	53	5.8	6.6
5	恋人	1	0.1	0.1
6	近所の知り合い	52	5.7	6.4
7	学校や職場の先輩・後輩	45	4.9	5.6
8	学校の先生や職場の上司	5	0.5	0.6
9	その他	56	6.1	6.9
	無回答	109	11.9	
	N (%ベース)	916		807



5. 暮らしに関して

問25 あなたのお住まいの地域について、おたずねします。次の(1)～(5)のそれぞれの項目について、あてはまる欄に○をつけてください。(○はそれぞれ1つだけ)

(1) 近所の人はお互い助け合う気持ちがありますか

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	はい	241	26.3	27.0
2	ややはい	363	39.6	40.6
3	ややいいえ	70	7.6	7.8
4	いいえ	78	8.5	8.7
5	わからない	141	15.4	15.8
	無回答	23	2.5	
	N (%ベース)	916	100	893

(2) あなたの町の人たちは、子どもだけで危険なことをして遊んでいるのを見かけると注意しますか

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	はい	161	17.6	18.1
2	ややはい	278	30.3	31.3
3	ややいいえ	93	10.2	10.5
4	いいえ	93	10.2	10.5
5	わからない	263	28.7	29.6
	無回答	28	3.1	
	N (%ベース)	916	100	888

(3) あなたはお住まいの地域に愛着がありますか

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	はい	296	32.3	33.1
2	ややはい	342	37.3	38.2
3	ややいいえ	103	11.2	11.5
4	いいえ	103	11.2	11.5
5	わからない	51	5.6	5.7
	無回答	21	2.3	
	N (%ベース)	916	100	895

(4) あなたは近所の人とよく話をしますか

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	はい	205	22.4	22.9
2	ややはい	259	28.3	28.9
3	ややいいえ	189	20.6	21.1
4	いいえ	224	24.5	25.0
5	わからない	18	2.0	2.0
	無回答	21	2.3	
	N (%ベース)	916	100	895

(5) あなたの町の人たちはお年寄りへの優しさがありますか

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	はい	211	23.0	23.7
2	ややはい	334	36.5	37.5
3	ややいいえ	59	6.4	6.6
4	いいえ	35	3.8	3.9
5	わからない	252	27.5	28.3
	無回答	25	2.7	
	N (%ベース)	916	100	891

問26 学生の方や働いている方におたずねします。(その他の方は問27へ進んでください)
あなたの学校や職場について、おたずねします。次の(1)～(5)のそれぞれの項目について、あてはまる欄に○をつけてください。(○はそれぞれ1つだけ)

(1) 周りの人と気軽に話ができる

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	はい	282	44.6	50.3
2	ややはい	207	32.8	36.9
3	ややいいえ	49	7.8	8.7
4	いいえ	19	3.0	3.4
5	わからない	4	0.6	0.7
	無回答	71	11.2	
	N (%ベース)	632	100	561

(2) 周りの人は困ったときに頼りになる

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	はい	202	32.0	36.0
2	ややはい	242	38.3	43.1
3	ややいいえ	63	10.0	11.2
4	いいえ	34	5.4	6.1
5	わからない	20	3.2	3.6
	無回答	71	11.2	
	N (%ベース)	632	100	561

(3) 周りの人は個人的な問題についての相談を聴いてくれる

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	はい	155	24.5	27.7
2	ややはい	215	34.0	38.4
3	ややいいえ	73	11.6	13.0
4	いいえ	55	8.7	9.8
5	わからない	62	9.8	11.1
	無回答	72	11.4	
	N (%ベース)	632	100	560

(4) 周りの人はお互いに助け合う気持ちがある

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	はい	178	28.2	31.7
2	ややはい	259	41.0	46.2
3	ややいいえ	65	10.3	11.6
4	いいえ	29	4.6	5.2
5	わからない	30	4.7	5.3
	無回答	71	11.2	
	N (%ベース)	632	100	561

(5) 学校生活や仕事に満足している

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	はい	141	22.3	25.2
2	ややはい	257	40.7	45.9
3	ややいいえ	92	14.6	16.4
4	いいえ	50	7.9	8.9
5	わからない	20	3.2	3.6
	無回答	72	11.4	
	N (%ベース)	632	100	560



浜松市自殺対策推進計画

問27 あなたは、次の相談機関などを知っていますか。次の(1)～(23)のそれぞれの項目について、あてはまる欄に○をつけてください。(○はそれぞれ1つだけ)

(1) 浜松市精神保健福祉センター

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	知っている	148	16.2	18.1
2	知らない	669	73.0	81.9
	無回答	99	10.8	
	N (%へ-ス)	916	100	817

(2) 浜松市障害保健福祉課

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	知っている	255	27.8	31.1
2	知らない	565	61.7	68.9
	無回答	96	10.5	
	N (%へ-ス)	916	100	820

(3) 健康づくり課(各区役所内)

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	知っている	461	50.3	54.8
2	知らない	380	41.5	45.2
	無回答	75	8.2	
	N (%へ-ス)	916	100	841

(4) 家庭児童相談室(各区役所内)

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	知っている	314	34.3	38.0
2	知らない	512	55.9	62.0
	無回答	90	9.8	
	N (%へ-ス)	916	100	826

(5) 浜松市児童相談所

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	知っている	553	60.4	66.0
2	知らない	285	31.1	34.0
	無回答	78	8.5	
	N (%へ-ス)	916	100	838

(6) 地域包括支援センター(高齢者相談センター)

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	知っている	522	57.0	61.5
2	知らない	327	35.7	38.5
	無回答	67	7.3	
	N (%へ-ス)	916	100	849

(7) 障がい者相談支援センター

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	知っている	397	43.3	47.8
2	知らない	433	47.3	52.2
	無回答	86	9.4	
	N (%へ-ス)	916	100	830

(8) 法テラス

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	知っている	286	31.2	34.5
2	知らない	544	59.4	65.5
	無回答	86	9.4	
	N (%へ-ス)	916	100	830

(9) 浜松市くらしのセンター

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	知っている	211	23.0	25.7
2	知らない	609	66.5	74.3
	無回答	96	10.5	
	N (%へ-ス)	916	100	820

(10) 浜松市生活自立相談支援センター つながり 単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	知っている	145	15.8	17.8
2	知らない	669	73.0	82.2
	無回答	102	11.1	
	N (%へ-ス)	916	100	814

(11) 生活福祉課(中区役所内)、社会福祉課(中区を除く各区役所内) 単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	知っている	501	54.7	60.6
2	知らない	326	35.6	39.4
	無回答	89	9.7	
	N (%へ-ス)	916	100	827

(12) 浜松公共職業安定所(ハローワーク) 単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	知っている	799	87.2	92.8
2	知らない	62	6.8	7.2
	無回答	55	6.0	
	N (%へ-ス)	916	100	861

(13) 地域若者サポートステーションはままつ 単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	知っている	86	9.4	10.6
2	知らない	727	79.4	89.4
	無回答	103	11.2	
	N (%へ-ス)	916	100	813

(14) 浜松労働基準監督署 単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	知っている	565	61.7	68.3
2	知らない	262	28.6	31.7
	無回答	89	9.7	
	N (%へ-ス)	916	100	827

(15) 男女共同参画・文化芸術活動推進センター(あいホール)相談室 単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	知っている	195	21.3	23.7
2	知らない	628	68.6	76.3
	無回答	93	10.2	
	N (%へ-ス)	916	100	823

(16) 社会福祉協議会 各地区センター及び事務所 単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	知っている	361	39.4	43.8
2	知らない	464	50.7	56.2
	無回答	91	9.9	
	N (%へ-ス)	916	100	825

(17) 教育相談 単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	知っている	300	32.8	36.9
2	知らない	514	56.1	63.1
	無回答	102	11.1	
	N (%へ-ス)	916	100	814

(18) 人権啓発センター 単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	知っている	149	16.3	18.2
2	知らない	668	72.9	81.8
	無回答	99	10.8	
	N (%へ-ス)	916	100	817



浜松市自殺対策推進計画

(19) 浜松市ひきこもり地域支援センター

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	知っている	130	14.2	15.9
2	知らない	687	75.0	84.1
	無回答	99	10.8	
	N (%へ-ス)	916	100	817

(20) こころのほっとライン

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	知っている	436	47.6	52.5
2	知らない	394	43.0	47.5
	無回答	86	9.4	
	N (%へ-ス)	916	100	830

(21) 浜松いのちの電話

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	知っている	530	57.9	62.9
2	知らない	313	34.2	37.1
	無回答	73	8.0	
	N (%へ-ス)	916	100	843

(22) いのちをつなぐ手紙

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	知っている	99	10.8	12.1
2	知らない	718	78.4	87.9
	無回答	99	10.8	
	N (%へ-ス)	916	100	817

(23) 自死遺族わかちあいの会

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	知っている	122	13.3	14.9
2	知らない	697	76.1	85.1
	無回答	97	10.6	
	N (%へ-ス)	916	100	819

6. 新型コロナウイルスの影響

問28 あなたの生活において、新型コロナウイルスの影響はありましたか。

(○は1つだけ)

単一回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	大いに影響があった	201	21.9	22.9
2	影響があった	353	38.5	40.2
3	さほど影響はなかった	249	27.2	28.4
4	変わらない	75	8.2	8.5
	無回答	38	4.1	
	N (%ベース)	916	100	878

問29 具体的にどのような影響がありましたか。以下の中で、あてはまるものすべてに○をつけて

ください。(○はいくつでも)

複数回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	職を失った(倒産・失業した)	18	2.0	2.6
2	取入が減少した	160	17.5	22.7
3	精神的・身体的に体調を崩した	135	14.7	19.2
4	不安やストレスが増大した	332	36.2	47.2
5	家族関係・人間関係が悪化した	38	4.1	5.4
6	趣味や楽しみがなくなった	293	32.0	41.6
7	孤独感を感じるようになった	68	7.4	9.7
8	その他	103	11.2	14.6
	無回答	212	23.1	
	N (%ベース)	916		704



浜松市自殺対策推進計画

7. 自殺対策

問30 今後、どのような自殺対策が必要になると思いますか。以下の中で、あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

複数回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	自殺の実態を明らかにする調査・分析	215	23.5	26.5
2	さまざまな分野におけるゲートキーパーの養成	287	31.3	35.4
3	地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い	261	28.5	32.2
4	さまざまな悩みに対応した相談窓口の設置	347	37.9	42.8
5	危険な場所、薬品等の規制	170	18.6	21.0
6	自殺未遂者の支援	187	20.4	23.1
7	自殺対策に関わる民間団体の支援	91	9.9	11.2
8	自殺対策に関する広報・啓発	98	10.7	12.1
9	職場におけるメンタルヘルス対策の推進	342	37.3	42.2
10	子どもや若者の自殺対策	352	38.4	43.5
11	妊産婦等女性の自殺対策	172	18.8	21.2
12	身近な地域での相談場所での自殺対策を推進	136	14.8	16.8
13	うつ病等の精神疾患について正しい知識の啓発	367	40.1	45.3
14	インターネットにおける自殺関連情報の対策	191	20.9	23.6
15	SNSなどの活用	162	17.7	20.0
16	自死遺族等の支援	119	13.0	14.7
17	適切な精神科医療体制の整備	278	30.3	34.3
18	介護人材の確保	217	23.7	26.8
19	その他	46	5.0	5.7
	無回答	106	11.6	
	N (%ベース)	916		810

問31 今後、児童生徒の自殺対策について、どのような対策が大切だと思いますか。以下の中で、あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

複数回答

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	子どもを対象とした、ストレスへの具体的な対処法を伝える取組み	300	32.8	36.2
2	子どもを対象とした、命の大切さを教える取組み	455	49.7	54.9
3	家庭や地域を対象とした、子どもの悩みに気づき、声をかけ、見守る支援者の育成	328	35.8	39.6
4	学校の教職員を対象とした、子どものメンタルヘルスに関する研修の実施	290	31.7	35.0
5	子どものSOSに気づき、受け止め、適切な対応ができる教職員の育成	534	58.3	64.4
6	学校の中での子どものさまざまな悩みに対応できる専門相談員の充実	397	43.3	47.9
7	死にたい気持ちを持つ子どもが気軽に連絡できる相談窓口の設置	367	40.1	44.3
8	自分を傷つける行為を繰り返す子どもへの集中的な相談支援体制の確保	207	22.6	25.0
9	学校の教職員が、子どものメンタルヘルスについて専門職に対して気軽に相談できる体制の確保	332	36.2	40.0
10	子どもを対象とした悩みを抱え込まず周囲に助けを求めることを学ぶ教育	384	41.9	46.3
11	家事や家族の世話などに悩む子ども向けの相談先や居場所支援、虐待対策	397	43.3	47.9
12	その他	52	5.7	6.3
	無回答	87	9.5	
	N (%ベース)	916		829

3 地域自殺実態プロフィール

浜松市 地域自殺実態プロフィール 2022 (JSCP 2022)

地域自殺実態プロフィール 2022

【静岡県浜松市】

(行政区コード：221309)

推奨される重点パッケージ

重点パッケージ	高齢者
	生活困窮者
	勤務・経営

- ・「推奨される重点パッケージ」は下記「地域の自殺の特徴」の上位3区分の自殺者の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に「子ども・若者」、「勤務・経営」、「生活困窮者」、「無職者・失業者」、「高齢者」の中から選定している。「ハイリスク地」や「自殺手段」と記載がある場合は、次頁の「地域の自殺の特性の評価」で当該指標が全国で上位10%以内(☆☆)であったことを示す。
- ・「推奨される重点パッケージ」は過去5年の合計に基づいており、集計年により異なる可能性がある。また、経年的な推移(過去5年の増加傾向等)は考慮していない。
- ・地域における優先的な課題となりうる施策について検討する際は、まず目安として「推奨される重点パッケージ」を確認いただき、その上で次頁の「地域の自殺の特性の評価」(人口10万人あたりの自殺死亡率等の数値の全国の市区町村中における相対的な高低をもとに評価している。)等、地域自殺実態プロフィールの他の詳細データ等を勘案していただきたい。

■地域の自殺の特徴

- ・静岡県浜松市(住居地)の2017~2021年の自殺者数は合計565人(男性402人、女性163人)であった(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)より集計)。

地域の主な自殺者の特徴(2017~2021年合計) <特別集計(自殺日・住居地)>

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性 60歳以上無職同居	71	12.6%	24.6	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:男性 40~59歳有職同居	61	10.8%	14.1	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:男性 60歳以上無職独居	50	8.8%	96.4	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4位:女性 60歳以上無職同居	46	8.1%	9.9	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位:男性 20~39歳有職同居	38	6.7%	14.1	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺

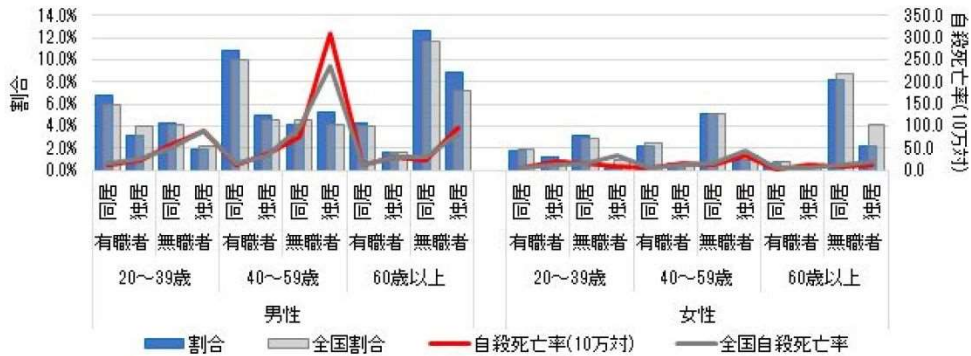
- 資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)にて特別集計
- ・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。
 - * 自殺死亡率の算出に用いた人口(母数)は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したもの。
 - ** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。



浜松市自殺対策推進計画

浜松市 地域自殺実態プロファイル 2022 (JSCP 2022)

地域の自殺の概要 (2017~2021 年合計) < 特別集計 (自殺日・住居地) >



資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計

■地域の自殺の特性の評価 (2017~2021 年合計)

	指標値	ランク
総数*1)	14.0	-
男性*1)	20.1	-
女性*1)	8.1	-
20歳未満*1)	3.0	★
20歳代*1)	14.2	-
30歳代*1)	16.0	-
40歳代*1)	17.4	-
50歳代*1)	17.7	-
60歳代*1)	15.8	-
70歳代*1)	16.8	-
80歳以上*1)	16.8	-
若年者(20~39歳)*1)	15.2	-
高齢者(70歳以上)*1)	16.8	-
ハイリスク地*3)	104%/+21	-
勤務・経営*2)	12.6	-
無職者・失業者*2)	31.4	★★★
自殺手段*4)	33.1%	-

*1) 地域における自殺の基礎資料に基づく自殺死亡率 (10 万対)。自殺者 1 人の増減でランクが変わる場合はランクに a をつけた。

*2) 特別集計に基づく 20~59 歳における自殺死亡率 (10 万対)。自殺者 1 人の増減でランクが変わる場合はランクに a をつけた。

*3) 地域における自殺の基礎資料に基づく発見地÷住居地 (%) とその差 (人)。自殺者 (発見地) 1 人の減少でランクが変わる場合はランクに a をつけた。

*4) 地域における自殺の基礎資料または特別集計に基づく首つり以外の自殺者の割合 (%)。首つり以外で多いと高い。自殺手段関連資料 (p.7) 参照。

・指標値欄に「*」と表示されている場合は、指標を算出していないことを示す。

ランクの標章

ランク	
★★★/☆☆	上位 10%以内
★★/☆	上位 10~20%
★	上位 20~40%
-	その他
**	評価せず

※ 全国の市区町村における当該指標値に基づく順位を評価した。

浜松市 地域自殺実態プロフィール 2022 (JSCP 2022)

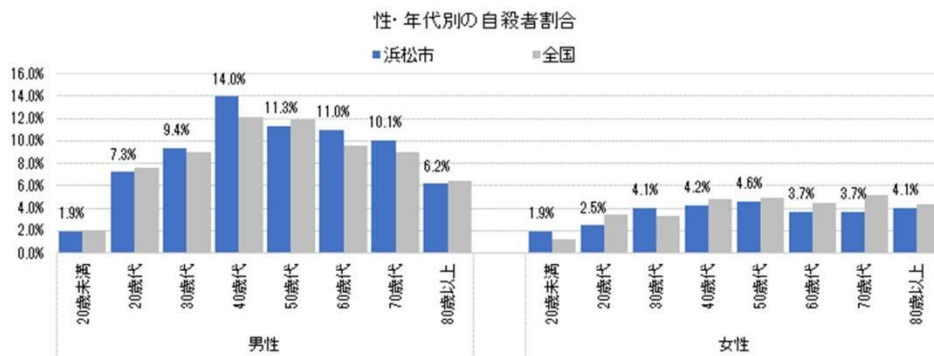
■ 全般的な状況

自殺者数および自殺死亡率の推移 (2017~2021年)

	2017	2018	2019	2020	2021	合計	平均
自殺統計(自殺日・居住地) 自殺者数	111	112	124	110	108	565	113.0
自殺統計(自殺日・居住地) 自殺死亡率	13.7	13.9	15.4	13.7	13.5	-	14.0
人口動態統計 自殺者数	104	108	111	105	105	533	106.6

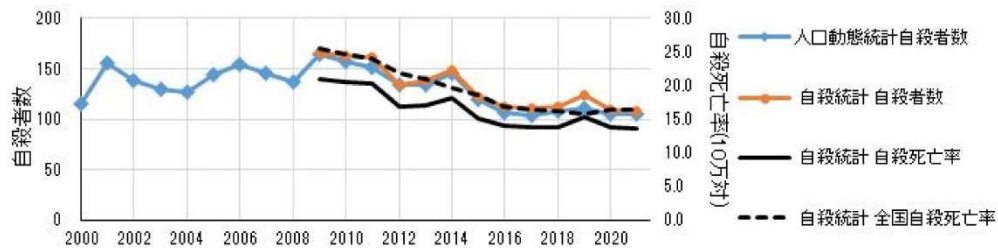
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」及び厚生労働省「人口動態調査」保管統計表 都道府県編

性・年代別 (2017~2021年) <地域における自殺の基礎資料(自殺日・居住地)>



・性・年代別の自殺者割合は、全自殺者に占める割合を示す。

長期的な推移





浜松市自殺対策推進計画

浜松市 地域自殺実態プロファイル 2022 (JSCP 2022)

■勤務・経営関連資料

有職者の自殺の内訳 (2017～2021 年合計) < 特別集計 (自殺日・住居地) >

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	42	19.1%	17.5%
被雇用者・勤め人	178	80.9%	82.5%
合計	220	100.0%	100%

資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計・性・年齢・同居の有無の不詳を除く。

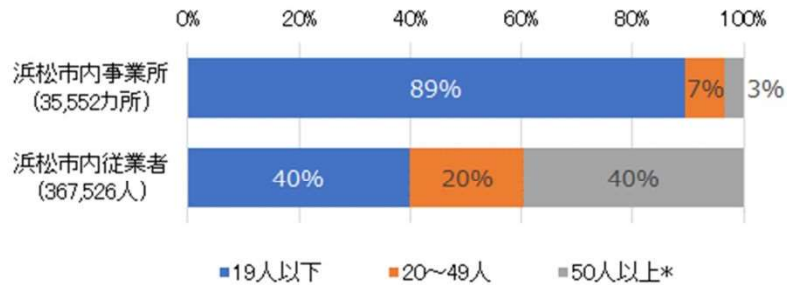
地域の就業者の常住地・従業地 < 令和 2 年国勢調査 >

		従業地		
		自区域	他区域	不詳・外国
常住地	自区域	354,331	45,730	3,983
	他区域	36,594		

・浜松市内常住就業者の 11.3%が他市区町村で従業している。また、浜松市内従業者の 9.4%が他市区町村に常住している。

・地域によっては労働力状態不詳の割合が高く、実際の従業者数を反映していないことがある。

地域の事業所規模別事業所／従業者割合 < 平成 28 年経済センサス >



	総数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	出向・派遣従業者のみ
事業所数	35,552	20,531	6,983	4,276	1,459	1,077	633	411	182
従業者数	367,526	43,411	45,901	57,650	34,674	40,496	43,722	101,672	0

労働者数 50 人未満の小規模事業場ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、地域産業保健センター等による支援が行われている。自殺対策の推進の上でも地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけがのぞまれる。

浜松市 地域自殺実態プロファイル 2022 (JSCP 2022)

■高齢者関連資料

60歳以上の自殺の内訳 (2017~2021年合計) <特別集計(自殺日・住居地)>

	同居人の有無	自殺者数		割合		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	35	27	16.1%	12.4%	14.0%	10.4%
	70歳代	35	22	16.1%	10.1%	15.0%	8.0%
	80歳以上	25	10	11.5%	4.6%	11.5%	5.0%
女性	60歳代	16	5	7.3%	2.3%	8.7%	2.8%
	70歳代	15	5	6.9%	2.3%	9.1%	4.3%
	80歳以上	19	4	8.7%	1.8%	6.9%	4.3%
合計		218		100%		100%	

資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)にて特別集計・高齢者(65歳以上)の多くが無職のため、性・年代別の同居者の有無を示した。

■ハイリスク地関連資料 <地域における自殺の基礎資料(自殺日)>

自殺者数の推移

	2017	2018	2019	2020	2021	合計	集計 (発見地/住居地)	
							比	差
発見地	113	111	128	122	112	586	104%	
住居地	111	112	124	110	108	565		+21

年代別自殺者数

2017~2021年合計	20歳未満	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80歳以上	不詳	合計
発見地	22	60	75	113	90	83	79	59	5	586
住居地	22	55	76	103	90	83	78	58	0	565



浜松市 地域自殺実態プロファイル 2022 (JSCP 2022)

■自殺手段関連資料

手段別の自殺者数の推移 <地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地)>

手段	2017	2018	2019	2020	2021	合計	割合	全国割合
首つり	74	77	86	70	71	378	66.9%	66.1%
服毒	2	2	4	5	2	15	2.7%	2.3%
練炭等	10	12	10	13	16	61	10.8%	7.0%
飛降り	6	9	8	6	10	39	6.9%	10.9%
飛込み	1	0	1	1	1	4	0.7%	2.7%
その他	18	12	15	15	8	68	12.0%	10.9%
不詳	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.1%
合計	111	112	124	110	108	565	100.0%	100.0%

・地域における自殺の基礎資料で自殺の手段が秘匿処理されている(空欄がある)場合等は、以下の詳細の表を参考のこと。市町村合併後や二次医療圏単位での集計で一部の(旧)市町村に秘匿処理されている場合は、合計および5年合計以外は算出していない。

手段別の自殺者数の詳細(2017~2021年合計) <特別集計(自殺日・住居地)>

手段	人数	割合	全国割合
首つり	378	66.9%	66.1%
首つり以外(小計)	187	33.1%	33.8%
服毒	15	2.7%	2.3%
練炭等	61	10.8%	7.0%
飛降り	39	6.9%	10.9%
その他(小計)	72	12.7%	13.6%
その他のガス	9	1.6%	1.2%
焼身	8	1.4%	1.1%
刃物	14	2.5%	2.6%
入水	22	3.9%	3.4%
その他	19	3.3%	5.3%
合計	565	100.0%	100%

資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)にて特別集計

浜松市 地域自殺実態プロファイル 2022 (JSCP 2022)

■自殺者における自殺未遂歴の有無

自殺未遂歴の有無別自殺者数の推移 <地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地)>

	未遂歴	2017	2018	2019	2020	2021	合計	割合	全国割合
総数	あり	14	15	25	26	27	107	18.9%	19.4%
	なし	82	92	93	81	76	424	75.0%	62.3%
	不詳	15	5	6	3	5	34	6.0%	18.3%
	合計	111	112	124	110	108	565	100.0%	100.0%
男女別									
男性	あり	6	7	13	12	15	53		
	なし	65	69	73	61	56	324		
	不詳	12	2	4	3	4	25		
女性	あり	8	8	12	14	12	54		
	なし	17	23	20	20	20	100		
	不詳	3	3	2	0	1	9		

- ・地域における自殺の基礎資料で自殺未遂歴の有無が秘匿処理されている(空欄がある)場合等は、下記の表を参考のこと。
- ・集計対象期間(2017~2021年)に市町村合併があった場合や、二次医療圏単位での集計において一部の(旧)市町村の値が秘匿処理されていた場合、年次の合計および5年合計以外を空欄にしている。

自殺未遂歴の有無別自殺者数(2017~2021年合計)

<地域における自殺の基礎資料(再掲)もしくは特別集計(自殺日・住居地)>

未遂歴	自殺者数	割合	全国割合
あり	107	18.9%	19.4%
なし	424	75.0%	62.3%
不詳	34	6.0%	18.3%
合計	565	100%	100%

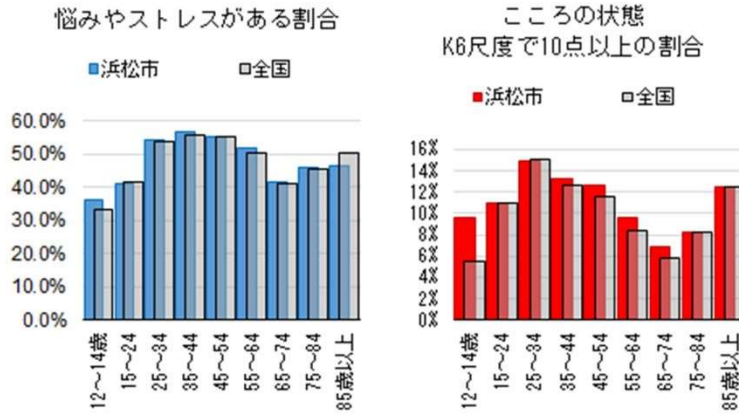
資料：特別集計の場合は警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)にて特別集計



浜松市 地域自殺実態プロファイル 2022 (JSCP 2022)

■住民の悩みやストレス、こころの状態の状況（国民生活基礎調査）

12歳以上の者（入院者を除く。）の日常生活での悩みやストレスの有無と過去1か月間のこころの状態
※ 本項目については市町村別の全国的な調査は行われていないため、参考として都道府県-21大都市別および全国の年齢（10歳階級）別の結果を掲載した。



資料：厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」

・割合は回答不詳を除いて算出した。

・悩みやストレスの有無

悩みやストレスの有無は、「あなたは現在、日常生活で悩みやストレスがありますか。」について「ある」、「ない」のいずれかで回答したものである。

・こころの状態

こころの状態には、K6という尺度を用いている。K6は米国のKesslerらによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。

「神経過敏に感じましたか」「絶望的だと感じましたか」「そわそわ、落ち着かなく感じましたか」「気分が沈み込んで、何が起ころうとも気が晴れないように感じましたか」「何をしても骨折りと感じましたか」「自分は価値のない人間だと感じましたか」の6つの質問について5段階（「まったくない」(0点)、「少しだけ」(1点)、「ときどき」(2点)、「たいてい」(3点)、「いつも」(4点)）で点数化する。合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があると考えられている。

引用：厚生労働省（2020）「用語の解説」国民生活基礎調査。

浜松市 地域自殺実態プロファイル 2022 (JSCP 2022)

■資料編

参考表1 生活状況別にみた背景にある主な自殺の危機経路(例)

生活状況			背景にある主な自殺の危機経路(例)	
男性	20～39歳	有職	同居	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
			独居	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺/②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
		無職	同居	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
			独居	①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
	40～59歳	有職	同居	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
			独居	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
		無職	同居	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
			独居	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
	60歳以上	有職	同居	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
			独居	配置転換/転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
			独居	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
女性	20～39歳	有職	同居	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
			独居	①非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 ②仕事の悩み→うつ状態→休職/復職の悩み→自殺
		無職	同居	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
			独居	①【30代その他無職】失業→生活苦+うつ状態→孤立→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗+うつ状態→自殺
	40～59歳	有職	同居	職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺
			独居	職場の人間関係+身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
			独居	夫婦間の不和→離婚→生活苦→うつ状態→自殺
	60歳以上	有職	同居	介護疲れ+家族間の不和→身体疾患+うつ状態→自殺
			独居	死別・離別+身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
			独居	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

・背景にある主な自殺の危機経路はライフリンク「自殺実態白書2013」を参考にしている。自殺者の生活状況別に見て代表的と考えられる経路の一例であり、記載の経路が唯一ではないことに留意。



浜松市自殺対策推進計画

浜松市 地域自殺実態プロファイル 2022 (JSCP 2022)

参考表 2 指標のランクの基準 (詳細)
・当該自治体の各指標についての全国市区町村におけるランク

自殺死亡率のランク		ハイリスク地指標のランク		自殺手段指標のランク (首つり以外の自殺手段の割合)	
★★★★	上位 10%以内	☆☆	上位 10%かつ差+10人以上	上位 10%かつ自殺者数 20人以上	
★★★	上位 10~20%	☆	上位 10~20% かつ差+5人以上	上位 10~20% かつ自殺者数 20人以上	
★★	上位 20~40%	—	その他	その他	
★	その他	**	評価せず	評価せず	
—	評価せず				

参考表 3 指標の各ランクの下限と中央値 (2017~2021年)

指標	★★★★	★★★	★★	★	中央値
総数：自殺死亡率 (人口 10 万対)	26.8	21.8	17.8	16.6	16.6
男性：自殺死亡率 (人口 10 万対)	39.2	31.8	25.6	23.4	23.4
女性：自殺死亡率 (人口 10 万対)	17.3	13.5	10.7	9.7	9.7
20 歳未満：自殺死亡率 (人口 10 万対)	6.7	4.4	2.3	0.7	0.7
20 歳代：自殺死亡率 (人口 10 万対)	34.7	25.2	17.7	14.8	14.8
30 歳代：自殺死亡率 (人口 10 万対)	38.4	26.5	18.3	15.9	15.9
40 歳代：自殺死亡率 (人口 10 万対)	37.0	26.9	19.9	17.4	17.4
50 歳代：自殺死亡率 (人口 10 万対)	41.2	31.4	23.5	20.4	20.4
60 歳代：自殺死亡率 (人口 10 万対)	35.4	25.9	18.8	16.6	16.6
70 歳代：自殺死亡率 (人口 10 万対)	39.0	29.5	21.5	18.6	18.6
80 歳以上：自殺死亡率 (人口 10 万対)	46.2	34.3	23.0	19.6	19.6
若年者：20~39 歳の自殺死亡率 (人口 10 万対)	33.1	24.4	18.6	16.7	16.7
高齢者：70 歳以上の自殺死亡率 (人口 10 万対)	39.3	29.5	22.0	19.9	19.9
勤務・経営： 20~59 歳有職者の自殺死亡率 (人口 10 万対)	87.2	61.9	40.6	34.3	34.3
無職者・失業者： 20~59 歳無職者の自殺死亡率 (人口 10 万対)	22.7	19.1	15.0	13.4	13.4

指標	☆☆	☆	中央値
ハイリスク地： 発見地と住居地での自殺者数の比と差	~144%かつ 差+10人以上	~122%かつ 差+5人以上	100%
自殺手段：首つり以外の手段による自殺者の割合 (自殺者が 0 人の場合は 0%とした。)	~47%かつ 自殺者 20人以上	~40%かつ 自殺者 20人以上	30%

・例えば、総数 (自殺死亡率) が 26.0 であれば、22.3 以上 26.8 未満であり、★★に該当する。

浜松市 地域自殺実態プロフィール 2022 (JSCP 2022)

付表1 地域の自殺の概要(グラフの元データ)
自殺者の割合と自殺死亡率(人口10万対)(2017~2021年合計)

性別	年齢階級	職業	同独居	自殺者数	順位	割合	自殺死亡率 (10万対)	推定 人口*	全国 割合	全国 自殺死 亡率
男性	20~39歳	有職者	同居	38	5	6.7%	14.1	54012.2	6.0%	15.9
			独居	18	12	3.2%	21.7	16580.8	3.9%	28.2
		無職者	同居	24	9	4.2%	58.2	8247.8	4.2%	52.4
			独居	11	16	1.9%	89.7	2452.2	2.1%	89.0
	40~59歳	有職者	同居	61	2	10.8%	14.1	86755.5	10.0%	16.1
			独居	28	8	5.0%	38.1	14710.8	4.5%	34.8
		無職者	同居	23	11	4.1%	75.9	6064.5	4.6%	97.0
			独居	30	6	5.3%	307.7	1950.2	4.1%	237.0
	60歳以上	有職者	同居	24	10	4.2%	11.0	43717.8	4.0%	12.4
			独居	9	18	1.6%	28.5	6326.4	1.6%	30.2
		無職者	同居	71	1	12.6%	24.6	57735.2	11.6%	28.4
			独居	50	3	8.8%	96.4	10372.6	7.3%	83.2
女性	20~39歳	有職者	同居	10	17	1.8%	4.8	41,413.9	1.8%	6.0
			独居	7	19	1.2%	18.9	7,393.7	1.0%	11.6
		無職者	同居	18	13	3.2%	14.7	24,410.1	2.9%	15.9
			独居	1	24	0.2%	8.7	2,309.3	0.9%	33.4
	40~59歳	有職者	同居	12	15	2.1%	4.3	55,649.0	2.4%	5.9
			独居	4	21	0.7%	15.9	5,043.2	0.6%	12.2
		無職者	同居	29	7	5.1%	14.1	41,276.0	5.1%	16.3
			独居	5	20	0.9%	32.7	3,055.8	1.4%	43.3
	60歳以上	有職者	同居	4	22	0.7%	4.0	20,176.6	0.8%	5.6
			独居	2	23	0.4%	12.0	3,339.6	0.2%	7.4
		無職者	同居	46	4	8.1%	9.9	92,966.4	8.7%	12.8
			独居	12	14	2.1%	12.9	18,624.4	4.1%	20.4

資料：自殺者数は警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計
 * 各区分の自殺死亡率の母数とした推定人口については、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を用い、労働力状態が「不詳」の人口を有職者と無職者（労働力人口のうち「家事のほか仕事」、「学業のかたわら仕事」と失業者および非労働力人口の合計）に按分した。
 ・本表中には20歳未満および年齢、職業、同独居の不詳28人を含まない。



浜松市 地域自殺実態プロファイル 2022 (JSCP 2022)

付表2 自殺者の性・年代別割合と自殺死亡率(10万対) ※資料：付表3、4

2017~2021年平均	割合		自殺死亡率(10万対)		
	浜松市	全国	浜松市	全国	
総数	100.0%	100.0%	14.05	16.25	
男性	71.2%	68.1%	20.07	22.67	
女性	28.8%	31.9%	8.07	10.14	
男性	20歳未満	1.9%	2.0%	2.94	3.77
	20歳代	7.3%	7.7%	20.05	23.96
	30歳代	9.4%	9.1%	21.41	24.45
	40歳代	14.0%	12.1%	26.01	26.08
	50歳代	11.3%	11.9%	24.53	30.50
	60歳代	11.0%	9.6%	23.55	24.19
	70歳代	10.1%	9.0%	26.03	26.93
	80歳以上	6.2%	6.4%	27.09	34.34
女性	20歳未満	1.9%	1.2%	3.15	2.37
	20歳代	2.5%	3.5%	7.62	11.42
	30歳代	4.1%	3.4%	10.07	9.49
	40歳代	4.2%	4.9%	8.34	10.78
	50歳代	4.6%	4.9%	10.56	12.71
	60歳代	3.7%	4.5%	8.00	10.88
	70歳代	3.7%	5.2%	8.56	13.23
	80歳以上	4.1%	4.4%	10.64	12.97

付表3 自殺者の推移 <自殺統計(自殺日・住居地)>

自殺者数		2017	2018	2019	2020	2021	合計	平均(人)
総数		111	112	124	110	108	565	113.0
男性	合計	83	78	90	76	75	402	80.4
	20歳未満	2	3	2	1	3	11	2.2
男性	20歳代	11	6	4	7	13	41	8.2
	30歳代	8	10	14	12	9	53	10.6
	40歳代	18	17	24	12	8	79	15.8
	50歳代	13	12	8	15	16	64	12.8
	60歳代	12	18	16	7	9	62	12.4
	70歳代	10	9	15	14	9	57	11.4
	80歳以上	9	3	7	8	8	35	7.0
	不詳	0	0	0	0	0	0	0.0
女性	20歳未満	2	2	3	1	3	11	2.2
	20歳代	2	3	4	2	3	14	2.8
	30歳代	5	3	4	5	6	23	4.6
	40歳代	2	6	3	8	5	24	4.8
	50歳代	8	2	5	7	4	26	5.2
	60歳代	2	4	4	6	5	21	4.2
	70歳代	4	4	5	1	7	21	4.2
	80歳以上	3	10	6	4	0	23	4.6
不詳	0	0	0	0	0	0	0.0	

浜松市 地域自殺実態プロファイル 2022 (JSCP 2022)

付表4 住民基本台帳に基づく人口（住基人口） <総務省>

人口		2017	2018	2019	2020	2021	合計	平均(人)
総数		807,893	807,013	804,780	802,527	799,966	4,022,179	804,435.8
男性	合計	402,035	401,600	400,718	399,756	398,514	2,002,623	400,524.6
女性	合計	405,858	405,413	404,062	402,771	401,452	2,019,556	403,911.2
男性	20歳未満	76,465	76,024	75,071	74,079	72,800	374,439	74,887.8
	20歳代	41,307	40,837	40,796	40,661	40,893	204,494	40,898.8
	30歳代	51,659	50,661	49,557	48,422	47,291	247,590	49,518.0
	40歳代	62,193	61,463	60,840	60,162	59,100	303,758	60,751.6
	50歳代	50,043	51,434	52,121	53,032	54,222	260,852	52,170.4
	60歳代	56,219	54,348	52,557	50,669	49,532	263,325	52,665.0
	70歳代	39,921	41,619	43,968	46,323	47,157	218,988	43,797.6
	80歳以上	24,228	25,214	25,808	26,408	27,519	129,177	25,835.4
女性	20歳未満	71,482	70,855	69,970	69,036	67,978	349,321	69,864.2
	20歳代	37,481	37,067	36,558	36,338	36,241	183,685	36,737.0
	30歳代	47,766	46,820	45,762	44,566	43,497	228,411	45,682.2
	40歳代	58,791	58,163	57,627	57,097	56,076	287,754	57,550.8
	50歳代	47,431	48,597	49,327	49,896	51,028	246,279	49,255.8
	60歳代	56,180	54,448	52,389	50,477	49,118	262,612	52,522.4
	70歳代	45,281	46,844	49,336	51,553	52,313	245,327	49,065.4
	80歳以上	41,446	42,619	43,093	43,808	45,201	216,167	43,233.4

付表4 資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

付表5 自殺者数と自殺死亡率の長期推移

年	人口動態統計 自殺者数	自殺統計		
		自殺者数	自殺死亡率	全国自殺死亡率
2000	115			
2001	156			
2002	138			
2003	130			
2004	127			
2005	144			
2006	154			
2007	146			
2008	137			
2009	165	166	21.0	25.6
2010	157	163	20.6	24.7
2011	151	161	20.3	24.1
2012	134	134	16.9	21.8
2013	134	139	17.1	21.1
2014	146	148	18.2	19.6
2015	119	122	15.1	18.6
2016	106	113	14.0	17.0
2017	104	111	13.7	16.5
2018	108	112	13.9	16.2
2019	111	124	15.4	15.7
2020	105	110	13.7	16.4
2021	105	108	13.5	16.4

・自殺死亡率は人口10万対



浜松市 地域自殺実態プロファイル 2022 (JSCP 2022)

付表6 悩みやストレスの有無、こころの状態 (2019年)

浜松市	悩みやストレスの有無			こころの状態 (K6 尺度合計点数)				
	総数	あり	不詳	総数	0~4点	5~9点	10点以上	不詳
総数	666	323	12	666	452	115	69	30
12~14歳	24	8	2	24	17	2	2	3
15~24	57	23	1	57	40	9	6	2
25~34	68	37		68	44	13	10	1
35~44	100	56	1	100	65	20	13	2
45~54	106	58	1	106	72	18	13	3
55~64	96	49	1	96	66	19	9	2
65~74	107	44	1	107	79	15	7	5
75~84	81	36	3	81	53	14	6	8
85歳以上	29	13	1	29	16	5	3	4

資料：厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」(健康票)の第123表(世帯人員 (12歳以上)、悩みやストレスの有無・悩みやストレスの原因(複数回答) - 無・性・年齢(10歳階級)・都道府県 - 21大都市(再掲)別)と第125表(世帯人員 (12歳以上)、こころの状態(点数階級)・性・年齢(10歳階級)・都道府県 - 21大都市(再掲)別)より抜粋
 ・二次医療圏については当該都道府県の結果を表示。

4 自殺対策基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景にさまざまな社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよ



浜松市自殺対策推進計画

う努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)



浜松市自殺対策推進計画

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。



5 浜松市地域自殺対策推進センター設置要綱

(設置)

第1条 浜松市は、浜松市地域自殺対策推進センター（以下「センター」という。）を置く。

(主たる所在地)

第2条 センターの主たる所在地は、浜松市中区鴨江二丁目11番2号健康医療課内とする。

(従たる所在地)

第3条 センターの従たる所在地は、浜松市中区中央一丁目12番1号静岡県浜松総合庁舎4階精神保健福祉センター内とする。

(センターの業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市内における自殺対策を総合的に実施するため、浜松市自殺対策推進計画に基づき実施する事業等により、情報の収集、分析、提供するとともに実態把握を行う。
 - (2) 前号により得られた情報等を活用し、浜松市自殺対策推進計画の策定及び進捗管理を行う。
 - (3) 自殺対策に関する連絡調整を行うため、庁内の自殺対策に関する課等の所属長を構成員とする「自殺対策推進課長会議」を設置するとともに、関係する部署の職員を「自殺対策連携推進員」として配置する。
 - (4) 市内を中心とした管内関係機関、有識者、自殺防止や自殺未遂者及び自死遺族等（以下、「自殺未遂者等」という）への支援に積極的な地域ボランティア等と緊密な連携を図り、地域の自殺対策ネットワーク強化に努める。
 - (5) 庁内及び地域の民間団体が行う自殺対策に資する事業に対する相談支援、技術的助言を行う。
 - (6) 自殺を考えている者、自殺未遂者等の支援に携わる関係者または関係機関に対して、適切な支援の手法等に関する研修等の支援を行う。
 - (7) 自殺未遂者等が必要とする様々な情報の収集及び提供を行う庁内関係部署及び関係機関等に対し、支援の手法等を指導するとともに、対応困難な事例の相談があった場合には、必要に応じて専門家等と連携しながら適切な指導又は助言等の支援を行う。
 - (8) その他自殺対策の総合的な推進に関することを行う。
- 2 前項の事業を実施するため、専門的知識を有する職員を配置する。

(連携会議)

第5条 センターは、浜松市における自殺対策を総合的に推進するため、関係機関及び行政の連携を深めることを目的として浜松市自殺対策連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

2 連携会議は次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 自殺対策の総合的な推進に関すること。
- (2) 自殺対策に係る情報収集、情報提供、情報共有に関すること。
- (3) 自殺対策推進計画の進捗管理に関すること。
- (4) 自殺対策のための関係機関の連携に関すること。
- (5) 自殺対策の啓発、広報等に関すること。

- (6) 自殺対策の分析、課題等の整理に関すること。
- (7) その他、自殺対策に必要な事項に関すること。
- 3 連携会議は、別表に掲げる庁内の関係部課及び専門委員 12 人以内で組織する。
- 4 専門委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 内科等及び精神科の医療関係者
 - (3) 警察関係者
 - (4) その他自殺対策に必要と認める者
- 5 専門委員の任期は 3 年間とする。ただし再任を妨げない。
- 6 連携会議には会長 1 人を置き、医療担当部長がこれを担う。
- 7 会長は、連携会議を代表し、必要に応じて連携会議を招集する。
- 8 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 9 連携会議の専門委員等又はその職にあった者は、その職務において知り得た情報を漏らしてはならない。

(事務局)

第 6 条 センター及び連携会議の事務局は健康医療課、精神保健福祉センターとし、庶務は健康医療課で行う。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行当初の専門委員の任期は、第 7 条第 3 項の規定に関わらず平成 29 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この要綱の施行日前に、「浜松市地域自殺予防情報センター設置要綱」に基づき関係団体より推薦された委員は、第 7 条第 2 項の専門委員とみなす。
- 4 「浜松市地域自殺予防情報センター設置要綱」(平成 27 年 4 月 1 日施行)は、平成 28 年 3 月 31 日付けで廃止する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。



別表 自殺対策連携会議関係部課

企画調整部	国際課
市民部	UD・男女共同参画課
	市民生活課（くらしのセンター）
健康福祉部	福祉総務課（人権啓発センター）
	障害保健福祉課
	高齢者福祉課
	介護保険課
	健康医療課
	精神保健福祉センター
	健康増進課
	保健総務課
こども家庭部	次世代育成課（青少年育成センター）
	子育て支援課
	児童相談所
産業部	産業振興課（雇用・労政担当）
消防局	警防課（救急管理担当）
学校教育部	指導課
	教育支援課
	健康安全課

6 令和5年度 浜松市自殺対策連携会議 専門委員名簿

(敬称略)

	氏 名	職 名
専門委員	尾島 俊之	浜松医科大学健康社会医学
専門委員	大場 義貴	聖隷クリストファー大学 社会福祉学部
専門委員	原 道也	日本司法支援センター静岡地方事務所 浜松支部
専門委員	大澄 正人	静岡県司法書士会 浜松支部
専門委員	山岡 功一	静岡県精神科病院協会
専門委員	永井 裕幸	静岡県精神神経科診療所協会
専門委員	松下 敬子	浜松市医師会
専門委員	河原崎 直樹	浜松市警察部
専門委員	小澤 久好	浜松公共職業安定所
専門委員	高林 圭吾	浜松市労働者福祉協議会
専門委員	福永 博文	社会福祉法人 浜松いのちの電話
専門委員	佐々木 浩則	浜松わかちあいの会

第四次浜松市自殺対策推進計画

【令和6(2024)～10(2028)年度】

令和6(2024)年3月

発行 / 浜松市

企画・編集 / 健康医療課

〒432-8550

浜松市中区鴨江二丁目 11-2

電話 053-453-6178 FAX 053-459-3561

E-mail : iryou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

精神保健福祉センター

〒430-0929

浜松市中区中央一丁目 12-1 県浜松総合庁舎 4階

電話 053-457-2709 FAX 053-401-1028

E-mail : sei-hokenc@city.hamamatsu.shizuoka.jp

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

※ご住所 (所在地)	
※お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	第四次浜松市自殺対策推進計画（案）
意見募集期間	令和5年11月15日（水）～令和5年12月14日（木）
意見欄	

- ・※ご住所およびお名前が未記入の意見には、実施機関の考え方は示しません。
- ・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 健康医療課あて

住所 : 〒432-8550 浜松市中区鴨江二丁目11番2号

FAX : 053-459-3561

E-mail : iryou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

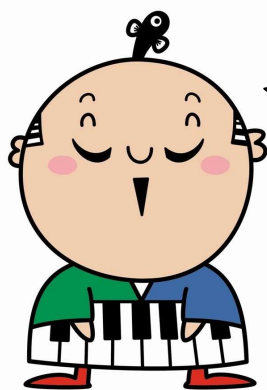
「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



©浜松市

皆さんからの
ご意見を
お待ちしております
おるのじゃ！